

令和7年6月出雲市選挙管理委員会定例会 会議録

令和7年6月2日（月）午前9時30分、出雲市選挙管理委員会定例会を招集し、市民応接室で開催した。

1. 会議に出席した委員

選挙管理委員会委員長	建部敏紀
選挙管理委員会委員	水陽子
選挙管理委員会委員	原市

2. 傍聴者 なし

3. 配布資料 別添のとおり

開会

(建部委員長) 令和7年6月の選挙管理委員会定例会を開会します。

1. 議事

(建部委員長) 議第1号 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第28条第1項第1号及び第2号の抹消並びに定時登録について事務局から説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) それでは、議第1号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(建部委員長) ご異議ありませんので議第1号について承認します。

(建部委員長) 続いて、議第2号 在外選挙人名簿の登録について説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) それでは、議第2号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(建部委員長) ご異議ありませんので議第2号について承認します。

(建部委員長) 続いて、議第3号 直接請求に必要な法定署名数を定めることについて説明願います。

(事務局) 議第1号で承認いただいた名簿登録者総数140,062人に、それぞれ3分の1、6分の1、50分の1を乗じて得た数について、小数点以下を切り上げた数を法定署名数として定めるものです。

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) それでは、議第3号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(建部委員長) ご異議ありませんので議第3号について承認します。

【参議院議員通常選挙関係議題】

(建部委員長) 続いて、議第4号 選挙執行計画について説明願います。

(事務局) 第27回参議院議員通常選挙について、令和7年7月20日投開票を想定して執行計画を策定しております。以下、資料に基づき説明

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) それでは、議第4号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(建部委員長) ご異議ありませんので議第4号について承認します。

(建部委員長) 続いて、議第5号 ポスター掲示場の総数を減ずることの決定について説明願います。

(事務局) ポスター掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定（政令基準数）することとされています。ただし、市町村選管は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県選管と協議の上、その総数を減ずることができるとされています。

地勢等の事情により、この数を減ずることとし、県選管と協議を行います。

なお、総数を減じた後の数については、令和7年4月の市選挙と同数です。

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(水委員) 数を減ずるのはどのような理由からでしょうか。

(事務局) 減少する箇所については、人の往来頻度や地形を基に、安全性や有効性といった4つの指標に照らして選定を行っています。この指標や減少箇所については、市長市議選挙の前に議会等に説明し、県選管の了解をいただいています。

(建部委員長) その他ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) それでは、議第 5 号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(建部委員長) ご異議ありませんので議第 5 号について承認します。

(建部委員長) 続いて、議第 6 号 ポスター掲示場の設置場所の決定について説明願います。

(事務局) ポスター掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならないこととされており、政令基準数から減少した 402 箇所のポスター掲示場の設置場所について決定するものです。

なお、令和 7 年 4 月の市選挙から設置場所を変更したのは、3 箇所です。

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) それでは、議第 6 号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(建部委員長) ご異議ありませんので議第 6 号について承認します。

(建部委員長) 続いて、議第 7 号 期日前投票所を設ける場所の指定について説明願います。

(事務局) 期日前投票所は、選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、選挙区内の 1 箇所以上に設けることとされています。

このことから、「出雲市役所本庁」について、公示日の翌日である 7 月 4 日（金）から選挙期日の前日の 7 月 19 日（土）までの 16 日間設置します。

その他の期日前投票所（平田行政センターからイオンモール出雲までの 7 か所）については、7 月 12 日（土）から選挙期日の前日の 7 月 19 日（土）までの 8 日間設置します。

なお、斐川地域の期日前投票所については、斐川行政センター建替え工事が実施されているため、斐川文化会館を期日前投票所として開設します。

また、選挙期日の公示日に期日前投票所の場所を告示しなければならないこととされています。

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) それでは、議第 7 号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(建部委員長) ご異議ありませんので議第 7 号について承認します。

(建部委員長) 続いて、議第 8 号 期日前投票所の開始時刻及び閉鎖時刻の繰上げ並びに繰下げの決定について説明願います。

(事務局) 期日前投票所は、原則、午前 8 時 30 分から午後 8 時 00 分までの間、設置することとされています。ただし、設置する期日前投票所の数が 2 箇所以上である場合においては、1 箇所を除いて、開始時刻を 2 時間以内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は閉鎖時刻を繰り上げ若しくは 2 時間以内において繰り下げることが可能とされています。

イオンモール出雲については、店舗の開店時間などの理由から、開始時刻を午前 10 時に、閉鎖時刻を午後 7 時にするものです。

なお、イオンモール出雲の期日前投票所の開始時刻及び閉鎖時刻は、令和 7 年 4 月の市選挙と同様です。

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) それでは、議第 8 号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(建部委員長) ご異議ありませんので議第 8 号について承認します。

(建部委員長) 続いて、議第 9 号 投票所を設ける場所の指定について説明願います。

(事務局) 投票所は、市役所、町村役場又は市町村選管の指定した場所に設けることとされており、78 箇所の投票所について指定するものです。

また、投票所は、選挙期日から少なくとも 5 日前に告示しなければならないこととされています。

なお、設置場所については、令和 7 年 4 月の市選挙から変更ありません。

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) それでは、議第 9 号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(建部委員長) ご異議ありませんので議第 9 号について承認します。

(建部委員長) 続いて、議第 10 号 投票所を閉じる時刻の繰上げの決定について説明願います。

(事務局) 投票所は、午前 7 時に開き、午後 8 時に閉じるとされています。ただし、市町村選管は、選挙人の投票に支障を来さない認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を閉じる時刻を 4 時間以内の範囲内において繰り上げることができるとされています。

本市では、午後 6 時又は午後 7 時以降の投票者数が少ない状況にあることから、各投票所の状況に応じて、閉じる時刻を午後 6 時又は午後 7 時に繰り上げるものです。

また、投票所を閉じる時刻を繰り上げた場合は、直ちにその旨を告示することとされています。

なお、各投票所を閉じる時刻の繰上げ時間は、令和 7 年 4 月の市選挙から変更ありません。

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) それでは、議第 10 号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(建部委員長) ご異議ありませんので議第 10 号について承認します。

(建部委員長) 続いて、議第 11 号 選挙公報の配布方法の決定について説明願います。

(事務局) 選挙公報は、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前 2 日までに配布することとなっています。ただし、各世帯に配布することが困難と認められる特別の事情があるときは、あらかじめ都道府県選管に届け出て、新聞折込み等による配布をすることができます。この場合、市町村選管は選挙人が選挙公報を容易に入手できるような補完措置を講ずるよう努めなければならないものとされています。

本市では、各世帯への選挙公報の配布が困難であることから、県選管に届け出て、新聞折込みによる配布を行うものです。また、補完措置として、市役所のほか、コミュニティセンターや市報設置拠点などへ設置します。

新聞折込み日は 7 月 13 日（日）を予定しています。

折り込む新聞は、令和 7 年 4 月の市選挙から変更ありません。

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) それでは、議第 11 号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(建部委員長) ご異議ありませんので議第 11 号について承認します。

2. 報告事項

(建部委員長) 次に、報告事項です。報第 1 号 令和 7 年 4 月 13 日執行 出雲市長選挙及び出雲市議会議員一般選挙に係る選挙運動に関する収支報告書の状況について説明願います。

(事務局) 公職選挙法第 192 条第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 13 日執行 出雲市長選挙及び出雲市議会議員一般選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書について、現在の状況を報告します。今後、報告書が確定した後、改めてお示しする予定です。

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(原委員) 収入と公費負担額との合計が支出額の総額と対応しているという理解で良いでしょうか。また、支出を自己負担で補填された場合は、その他の収入という扱いになるのでしょうか。

(事務局) 収入額が支出額を上回る場合もあるため、必ずしも収入と支出が同額とならない場合があります。自己資金で補填された場合の扱いはお見込のとおりです。

また、各陣営が公職選挙法を順守して適切に選挙運動を行ったことを確認する上で、支出額が法定選挙運動費用の基準額に収まっているかという点が重要となります。

(建部委員長) その他ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) 報第 1 号については、説明のとおり承りました。

(建部委員長) 続いて、報第 2 号 選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について説明願います。

(事務局) 公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項及び第 30 条の 12 並びに選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表に関する規程に基づき、令和 6 年度分の閲覧状況を公表します。

(建部委員長) 名簿の閲覧はどのような利用目的で認められるのでしょうか。

(事務局) 名簿の閲覧が認められる利用目的として、主に調査研究と政治活動の２種類があります。調査研究については、世論調査や学術調査を行う場合の調査対象の抽出に用いられます。一方、政治活動については選挙運動も含まれており、各陣営の支持者名簿の整理や、選挙運動ハガキを送付する際の住所確認のため申請されるケースがあります。

(建部委員長) その他ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) 報第２号については、説明のとおり承りました。

(建部委員長) 続いて、報第３号 １８歳到達者への選挙人名簿登録のお知らせハガキの送付について説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) 報第３号については、説明のとおり承りました。

(建部委員長) 続いて、報第４号 令和７年度明るい選挙啓発ポスターコンクール作品募集について説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) 報第４号については、説明のとおり承りました。

３．その他

(建部委員長) 次に、その他事項１ 次回の選挙管理委員会（臨時会）の日程について説明願います。

(事務局) 次回の選挙管理委員会臨時会は、令和７年６月２３日月曜日午前９時３０分から３０１会議室で開催予定です。

(建部委員長) 以上をもちまして、令和７年６月の選挙管理委員会定例会を閉会します。

(閉会：午前１０時３５分)

令和7年6月出雲市選挙管理委員会定例会 議題

令和7年(2025)6月2日(月)
午前9時30分～
於 出雲市役所 市民応接室

議第1号 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第28条第1項第1号及び第2号の抹消並びに 定時登録について

項 目	男	女	計
令和7年5月1日現在の名簿登録者総数	67,234	72,552	139,786
1号該当(5.1～5.31)死亡	-93	-69	-162
2号該当(1.1～1.31)転出	-113	-78	-191
定 時 登 録 者 数	344	285	629
令和7年6月1日現在の名簿登録者総数	67,372	72,690	140,062
令和7年6月1日現在の在外選挙人名簿登録者数	8	30	38
合 計	67,380	72,720	140,100

※140,062人の地域別内訳

	出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	斐川地域
令和7年5月1日比	76,487	19,506	2,433	2,683	4,122	11,533	23,298
令和7年3月1日比	230	-11	-6	-10	1	5	67
	2	-107	-23	-23	-11	-27	14

議第2号 在外選挙人名簿の登録について

項 目	男	女	計
令和7年6月1日現在の在外選挙人名簿登録者数	8	30	38
今 回 登 録 者 数	1	2	3
合 計	9	32	41

※41人の地域別内訳

出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	斐川地域
24	4	1	3	2	3	4

議第3号 直接請求に必要な法定署名数を定めることについて

- (1) 3分の1の数 46,688 人
議会の解散に係る請求(地方自治法第76条第1項)
議員の解職の請求(地方自治法第80条第1項)
市長の解職の請求(地方自治法第81条第1項)
副市長・選挙管理委員・監査委員の解職の請求(地方自治法第86条第1項)
教育長・教育委員の解職の請求(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項)
- (2) 6分の1の数 23,344 人
合併協議会設置協議を選挙人の投票に付する請求
(市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項)
- (3) 50分の1の数 2,802 人
条例の制定・改廃に係る請求(地方自治法第74条第1項)
監査に係る請求(地方自治法第75条第1項)
合併協議会設置の請求(市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項)

【参議院議員通常選挙関係議題】・・・別紙

【報告事項】

報第1号 令和7年4月13日執行 出雲市長選挙及び出雲市議会議員一般選挙に係る選挙運動に関する収支報告書の状況について【資料7】

報第2号 選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について【資料8】

報第3号 18歳到達者への選挙人名簿登録のお知らせハガキの送付について

- (1) 対象者数 381人
- (2) 発送予定 6月上旬
- (3) 送付実績

(人)

	6月	9月	12月	3月	合計
令和2年度	390	448	431	366	1,635
令和3年度	415	441	422	364	1,642
令和4年度	432	392	454	418	1,696
令和5年度	369	410	347	371	1,497
令和6年度	425	436	440	401	1,702
令和7年度	381				

報第4号 令和7年度明るい選挙啓発ポスターコンクール作品募集について・・・別紙

- (1) 応募資格 小学校の児童、中学校・高等学校の生徒
- (2) 募集期間 令和7年5月12日（月）～9月12日（金）

【その他】

1 次回の選挙管理委員会臨時会の日程について

- (1) 日時 令和7年6月23日（月） 午前9時30分～
- (2) 場所 出雲市役所 3階 301会議室
- (3) 内容 参議院議員通常選挙関係議題ほか

○今後の日程

日程	内容	出席者
6月 2日(月)	選管定例会 9:30～ 市民応接室	全委員
6月23日(月)	選管臨時会 9:30～ 301会議室	全委員
6月28日(土)	入場券納品、郵便局引渡し(～3日までに配達)	—
7月 2日(水)	選管定例会 9:30～ 市民応接室	全委員

別 紙**参議院議員通常選挙 関係議題****議第4号 選挙執行計画について【資料1～資料3】**

公示日	期日前投票期間	選挙期日(投票日)
選挙期日の17日前まで ※令和7年7月3日(木)	公示日の翌日～選挙期日の前日 ※7月4日(金)～19日(土)	7月20日(日)

議題5号 ポスター掲示場の総数を減ずることの決定

(案) ポスター掲示場の総数606箇所を402箇所に減ずる。

出雲地域 164 (241)

平田地域 93 (124)

佐田地域 35 (64)

多伎地域 16 (31)

湖陵地域 20 (25)

大社地域 28 (53)

斐川地域 46 (68)

計 402 (606) ※ () は政令基準数

議第6号 ポスター掲示場の設置場所の決定 【告示事項】

(案) 資料4のとおりとする。

議第7号 期日前投票所を設ける場所の指定 【告示事項】

(案) 期日前投票所を設ける場所を次のとおり指定する。

設置場所	所在地	設置期間
出雲市役所本庁 1階くにびき大ホール	出雲市今市町70番地	7月4日(金)から 7月19日(土)まで (16日間)
出雲市役所平田行政センター 多目的棟	出雲市平田町951番地1	7月12日(土)から 7月19日(土)まで (8日間)
出雲市役所佐田行政センター 1階ロビー	出雲市佐田町反辺1747番地6	
出雲市役所多伎行政センター 1階会議室	出雲市多伎町小田74番地1	
湖陵コミュニティセンター 1階集会室	出雲市湖陵町二部1320番地	
出雲市役所大社行政センター 1階第2会議室	出雲市大社町杵築南1397番地2	
斐川文化会館 1階ロビー	出雲市斐川町荘原2166番地1	
イオンモール出雲 3階	出雲市渡橋町1066番地	

議第 8 号 期日前投票所の開始時刻及び閉鎖時刻の繰上げ並びに繰下げの決定

【告示事項】

(案) 次の期日前投票所の開始時刻を繰り下げて午前 10 時とし、閉鎖時刻を繰り上げて午後 7 時とする。

期日前投票所名	開始時刻	閉鎖時刻
出雲市（イオンモール出雲）期日前投票所	午前 10 時	午後 7 時

議第 9 号 投票所を設ける場所の指定 【告示事項】

(案) 資料 5 のとおりとする。

議第 10 号 投票所を閉じる時刻の繰上げの決定 【告示事項】

(案) 資料 6 のとおりとする。

議第 11 号 選挙公報の配布方法の決定

(案) 山陰中央新報、読売、朝日、毎日、産経、中国、島根日日の 7 紙への新聞折込みとする。

【資料5】

参議院議員通常選挙 投票所設置場所一覧

地域	地区	投票区	投票所名	所在地
出雲 (32)	今市	第1投票区	今市小学校	今市町北本町2丁目1番地1
		第2投票区	出雲科学館	今市町1900番地2
		第3投票区	中央保育所・中央幼稚園	今市町828番地2
	塩冶	第4投票区	第二中学校	塩冶町1501番地
		第5投票区	塩冶コミュニティセンター	塩冶町803番地2
		第6投票区	えんや保育園	上塩冶町1751番地4
	朝山	第7投票区	朝山コミュニティセンター	所原町185番地
		第8投票区	南部ふるさとセンター	所原町2715番地1
	乙立	第9投票区	乙立コミュニティセンター	乙立町3163番地
	古志	第10投票区	古志コミュニティセンター	古志町1122番地6
	神門	第11投票区	下古志会館	下古志町1163番地7
		第12投票区	神門コミュニティセンター	知井宮町801番地1
	神西	第13投票区	神西コミュニティセンター	神西沖町447番地
	長浜	第14投票区	出雲西部体育館	長浜町514番地11
		第15投票区	くにびきの郷	西園町3721番地1
		第16投票区	荒茅学童クラブ	荒茅町1021番地4
	高松	第17投票区	浜山中学校	松寄下町1674番地
		第18投票区	高松コミュニティセンター	松寄下町761番地1
		第19投票区	出雲文化工房	浜町520番地
	四絡	第20投票区	四絡コミュニティセンター	小山町650番地21
		第21投票区	出雲健康公園健康センター	矢野町999番地
		第22投票区	出雲市役所	今市町70番地
	高浜	第23投票区	高浜コミュニティセンター	平野町1183番地
	鳶巣	第24投票区	鳶巣コミュニティセンター	東林木町890番地4
	川跡	第25投票区	川跡コミュニティセンター	荻杼町211番地
		第26投票区	北陽小学校	稲岡町10番地
	大津	第27投票区	出雲中央図書館	大津町1134番地
		第28投票区	大津小学校	大津町370番地1
		第29投票区	大津コミュニティセンター	大津町1727番地5
	上津	第30投票区	上津コミュニティセンター	上島町1031番地
	稗原	第31投票区	稗原交流センター	稗原町2799番地1
		第32投票区	鐘築ふれあい会館	稗原町4139番地2
平田 (16)	平田	第33投票区	出雲市役所平田行政センター	平田町951番地1
		第34投票区	平田ふれんどりーハウス	西平田町171番地
	灘分	第35投票区	灘分コミュニティセンター	灘分町1933番地
	国富	第36投票区	国富コミュニティセンター	国富町867番地
	西田	第37投票区	西田コミュニティセンター	万田町692番地
	鰐淵	第38投票区	鰐淵コミュニティセンター	河下町720番地1
		第39投票区	猪目交流センター	猪目町230番地1

【資料5】

参議院議員通常選挙 投票所設置場所一覧

地域	地区	投票区	投票所名	所在地
平田 (16)	久多美	第40投票区	久多美コミュニティセンター	東郷町175番地
	檜山	第41投票区	檜山コミュニティセンター	多久町10番地
	東	第42投票区	東コミュニティセンター	鹿園寺町49番地3
	北浜	第43投票区	旧北浜小学校	十六島町1383番地5
		第44投票区	旧塩津小学校	塩津町101番地2
	佐香	第45投票区	三津水産センター	三津町146番地7
		第46投票区	小伊津共同加工場	小伊津町1400番地1
		第47投票区	坂浦漁村センター	坂浦町254番地2
	伊野	第48投票区	伊野コミュニティセンター	野郷町492番地5
佐田 (8)	下橋波・上橋波	第49投票区	橋波ふるさと館	佐田町下橋波31番地
	一窪田・佐津目・高津屋	第50投票区	旧窪田小学校	佐田町一窪田1430番地8
	八幡原・東村・毛津・一窪田	第51投票区	窪田コミュニティセンター	佐田町八幡原492番地6
	反辺	第52投票区	出雲市役所佐田行政センター	佐田町反辺1747番地6
	大呂・吉野	第53投票区	なかよし会館	佐田町大呂1005番地1
	大呂	第54投票区	大呂交流会館	佐田町大呂207番地
	原田・須佐	第55投票区	潮の井ふれあいセンター	佐田町須佐749番地5
	朝原	第56投票区	あさかぜ会館	佐田町朝原594番地7
多伎 (4)	奥田儀・口田儀	第57投票区	奥田儀センター	多伎町奥田儀589番地1
	口田儀	第58投票区	多伎文化伝習館	多伎町口田儀762番地3
	小田・多岐	第59投票区	多伎コミュニティセンター	多伎町小田73番地
	久村	第60投票区	多伎勤労者体育センター	多伎町久村1341番地1
湖陵 (3)	畑村・常楽寺・三部	第61投票区	湖陵ふれあい館	湖陵町三部1352番地
	二部・差海	第62投票区	湖陵コミュニティセンター	湖陵町二部1320番地
	大池・板津	第63投票区	湖陵体育センター	湖陵町板津137番地1
大社 (7)	遙堪	第64投票区	遙堪コミュニティセンター	大社町遙堪359番地2
	荒木	第65投票区	荒木サポートセンター	大社町北荒木389番地2
	荒木・杵築	第66投票区	出雲市役所大社行政センター	大社町杵築南1397番地2
	杵築	第67投票区	大社健康スポーツ公園大社体育館	大社町杵築南1051番地1
	日御碕	第68投票区	日御碕コミュニティセンター	大社町宇龍338番地3
	鷺浦	第69投票区	ほっと八千代のさと	大社町鷺浦104番地
	鵜峠	第70投票区	ほっとうたほ	大社町鵜峠229番地1
斐川 (8)	荘原	第71投票区	荘原コミュニティセンター	斐川町荘原3835番地
		第72投票区	まめなが一番館	斐川町上庄原1760番地1
	出西	第73投票区	出西コミュニティセンター	斐川町求院965番地
	阿宮	第74投票区	阿宮コミュニティセンター	斐川町阿宮2323番地2
	伊波野	第75投票区	伊波野コミュニティセンター	斐川町富村748番地
	直江	第76投票区	直江コミュニティセンター	斐川町直江4865番地1
	久木	第77投票区	久木健康広場ふれあいプラザ	斐川町福富87番地
	出東	第78投票区	出東コミュニティセンター	斐川町三分市2060番地1

地域	地区	投票区	投票所名	閉鎖時刻
出雲 (32)	今市	第 1 投票区	今市小学校	午後 7 時
		第 2 投票区	出雲科学館	午後 7 時
		第 3 投票区	中央保育所・中央幼稚園	午後 7 時
	塩冶	第 4 投票区	第二中学校	午後 7 時
		第 5 投票区	塩冶コミュニティセンター	午後 7 時
		第 6 投票区	えんや保育園	午後 7 時
	朝山	第 7 投票区	朝山コミュニティセンター	午後 6 時
		第 8 投票区	南部ふるさとセンター	午後 6 時
	乙立	第 9 投票区	乙立コミュニティセンター	午後 6 時
	古志	第 10 投票区	古志コミュニティセンター	午後 7 時
	神門	第 11 投票区	下古志会館	午後 7 時
		第 12 投票区	神門コミュニティセンター	午後 7 時
	神西	第 13 投票区	神西コミュニティセンター	午後 7 時
	長浜	第 14 投票区	出雲西部体育館	午後 7 時
		第 15 投票区	くにびきの郷	午後 7 時
		第 16 投票区	荒茅学童クラブ	午後 7 時
	高松	第 17 投票区	浜山中学校	午後 7 時
		第 18 投票区	高松コミュニティセンター	午後 7 時
		第 19 投票区	出雲文化工房	午後 7 時
	四絡	第 20 投票区	四絡コミュニティセンター	午後 7 時
		第 21 投票区	出雲健康公園健康センター	午後 7 時
		第 22 投票区	出雲市役所	午後 7 時
	高浜	第 23 投票区	高浜コミュニティセンター	午後 7 時
	鳶巣	第 24 投票区	鳶巣コミュニティセンター	午後 7 時
	川跡	第 25 投票区	川跡コミュニティセンター	午後 7 時
		第 26 投票区	北陽小学校	午後 7 時
	大津	第 27 投票区	出雲中央図書館	午後 7 時
		第 28 投票区	大津小学校	午後 7 時
		第 29 投票区	大津コミュニティセンター	午後 7 時
	上津	第 30 投票区	上津コミュニティセンター	午後 7 時
	稗原	第 31 投票区	稗原交流センター	午後 6 時
		第 32 投票区	鐘築ふれあい会館	午後 6 時
平田 (16)	平田	第 33 投票区	出雲市役所平田行政センター	午後 7 時
		第 34 投票区	平田ふれんどリーハウス	午後 7 時
	灘分	第 35 投票区	灘分コミュニティセンター	午後 7 時
	国富	第 36 投票区	国富コミュニティセンター	午後 7 時
	西田	第 37 投票区	西田コミュニティセンター	午後 7 時
	鰐淵	第 38 投票区	鰐淵コミュニティセンター	午後 6 時
		第 39 投票区	猪目交流センター	午後 6 時

地域	地区	投票区	投票所名	閉鎖時刻
平田 (16)	久多美	第40投票区	久多美コミュニティセンター	午後7時
	檜山	第41投票区	檜山コミュニティセンター	午後7時
	東	第42投票区	東コミュニティセンター	午後7時
	北浜	第43投票区	旧北浜小学校	午後6時
		第44投票区	旧塩津小学校	午後6時
	佐香	第45投票区	三津水産センター	午後6時
		第46投票区	小伊津共同加工場	午後6時
		第47投票区	坂浦漁村センター	午後6時
	伊野	第48投票区	伊野コミュニティセンター	午後6時
佐田 (8)	下橋波・上橋波	第49投票区	橋波ふるさと館	午後6時
	一窪田・佐津目・高津屋	第50投票区	旧窪田小学校	午後6時
	八幡原・東村・毛津・一窪田	第51投票区	窪田コミュニティセンター	午後6時
	反辺	第52投票区	出雲市役所佐田行政センター	午後6時
	大呂・吉野	第53投票区	なかよし会館	午後6時
	大呂	第54投票区	大呂交流会館	午後6時
	原田・須佐	第55投票区	潮の井ふれあいセンター	午後6時
	朝原	第56投票区	あさかげ会館	午後6時
多伎 (4)	奥田儀・口田儀	第57投票区	奥田儀センター	午後6時
	口田儀	第58投票区	多伎文化伝習館	午後6時
	小田・多岐	第59投票区	多伎コミュニティセンター	午後6時
	久村	第60投票区	多伎勤労者体育センター	午後6時
湖陵 (3)	畑村・常楽寺・三部	第61投票区	湖陵ふれあい館	午後6時
	二部・差海	第62投票区	湖陵コミュニティセンター	午後6時
	大池・板津	第63投票区	湖陵体育センター	午後6時
大社 (7)	遙堪	第64投票区	遙堪コミュニティセンター	午後7時
	荒木	第65投票区	荒木サポートセンター	午後7時
	荒木・杵築	第66投票区	出雲市役所大社行政センター	午後7時
	杵築	第67投票区	大社健康スポーツ公園大社体育館	午後7時
	日御碕	第68投票区	日御碕コミュニティセンター	午後6時
	鷺浦	第69投票区	ほっと八千代のさと	午後6時
	鵜峠	第70投票区	ほっとうたほ	午後6時
斐川 (8)	荘原	第71投票区	荘原コミュニティセンター	午後7時
		第72投票区	まめなが一番館	午後7時
	出西	第73投票区	出西コミュニティセンター	午後7時
	阿宮	第74投票区	阿宮コミュニティセンター	午後7時
	伊波野	第75投票区	伊波野コミュニティセンター	午後7時
	直江	第76投票区	直江コミュニティセンター	午後7時
	久木	第77投票区	久木健康広場ふれあいプラザ	午後7時
	出東	第78投票区	出東コミュニティセンター	午後7時

島根県加納勇一賞



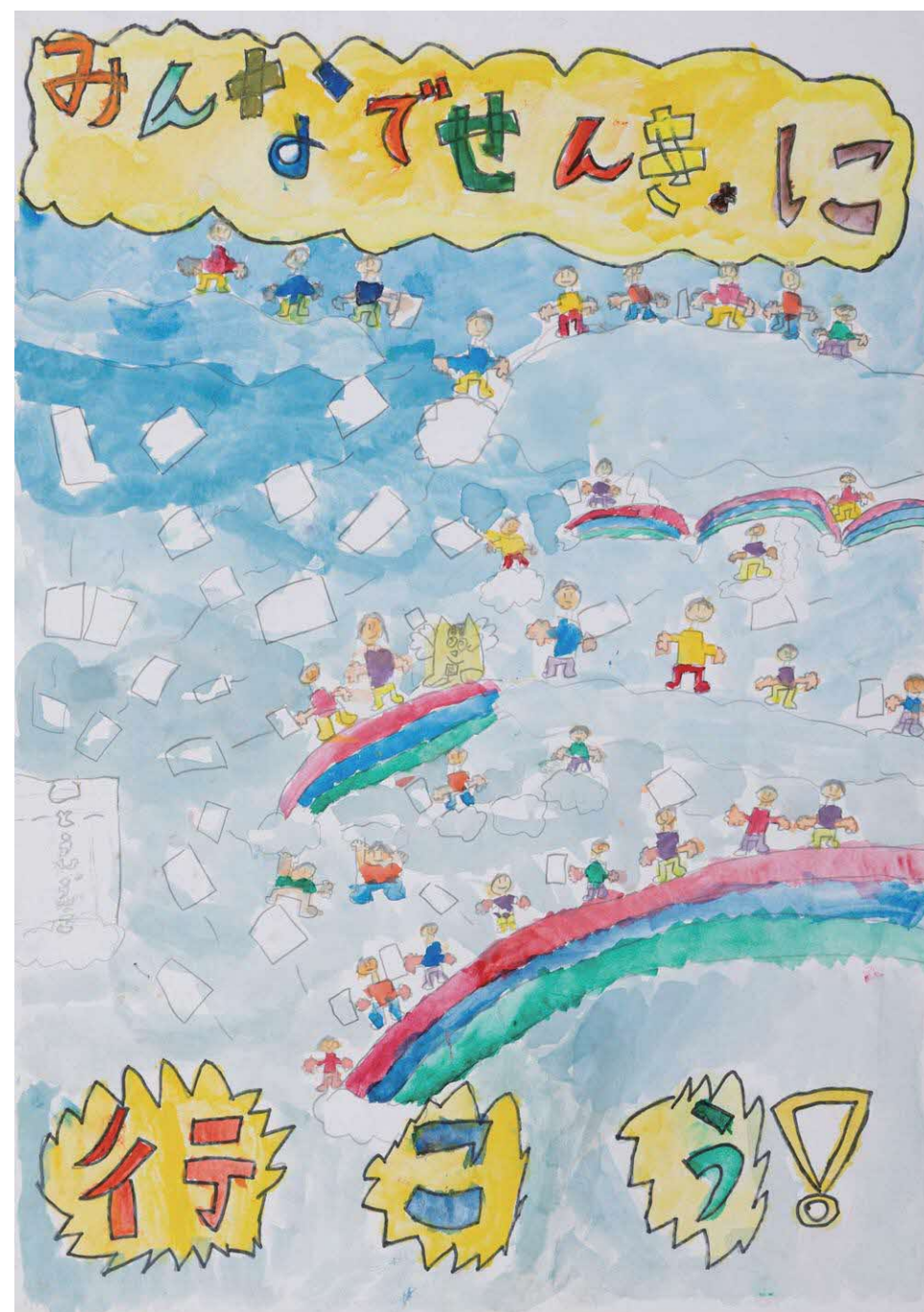
島根大学教育学部附属義務教育学校(後期課程9年)
あぶら たに こ み
油谷 心美 さん

島根県加納勇一賞



安来市立十神小学校(4年)
こん どう ほの か
近藤 帆夏 さん

文部科学大臣・総務大臣賞
島根県明るい選挙推進協議会会長賞



松江市立出雲郷小学校(3年) もり やま ただ のぶ
森山 忠信 さん

島根県明るい選挙推進協議会会長賞



浜田市立三隅中学校(3年)
やま もと さ わ
山本 紗和 さん



募集
期間

令和7年

5.12月 → 9.12金

過去の受賞作品に対する島根県審査の総評

大胆な構図や色使いの作品、細かく丁寧に描かれた作品、キャッチコピーと絵柄をうまく組み合わせている作品、シンプルでもメッセージが強く伝わってくる作品などが過去には高く評価されました。「選挙」は難しいテーマですが、地域・暮らし・政治・未来など身近なものに置き換えることで、幅広い発想で描かれた作品を期待しています。

掲載作品は令和6年度の明るい選挙啓発ポスターコンクール受賞作品です。
(島根県審査における優秀作品は中央(全国)審査に出品されます。)

公益財団法人明るい選挙推進協議会会長・
都道府県選挙管理委員会連合会会長賞
島根県明るい選挙推進協議会会長賞



島根県立出雲高等学校(1年) なが しま あい こ
長島 藍子 さん

島根県加納勇一賞



松江市立維賀小学校(6年) もり わき ゆの
森脇 悠乃 さん

島根県加納勇一賞



松江市立第一中学校(1年) こ だき り な
小瀧 莉奈 さん

島根県選挙管理委員会・島根県明るい選挙推進協議会

募集要項等については島根県選挙管理委員会ホームページをご確認ください。 <https://www.pref.shimane.lg.jp/senkyo/>

